

2016年4月22日

宮城県とセブン-イレブン・ジャパン、イトーヨーカ堂及びヨークベニマルとの 高齢者等の支援に関する協定を締結

高齢者等の見守り活動、高齢者雇用、認知症サポーター養成を推進

株式会社セブン-イレブン・ジャパン（東京都千代田区、代表取締役社長：井阪 隆一）、株式会社イトーヨーカ堂（東京都千代田区、代表取締役社長：亀井 淳）、株式会社ヨークベニマル（福島県郡山市、代表取締役会長：大高 善興）は、2016年4月22日（金）、宮城県（村井 嘉浩知事）と地域社会における安全・安心の取り組みの一環として、『宮城県とセブン-イレブン・ジャパン、イトーヨーカ堂及びヨークベニマルとの高齢者等の支援活動に関する協定』を締結いたします。

本取り組みは、高齢化社会の進行や単身世帯の増加、ならびに小売店舗をはじめとする様々な地域拠点の減少といった社会環境の変化が進む中、宮城県と3社が連携・協力して、高齢者等の見守り活動や高齢者雇用、認知症サポーターの養成を通じて安全・安心な街づくりを推進していくものです。

セブン-イレブン・ジャパン、イトーヨーカ堂、ヨークベニマルは、今後も地域社会との連携を深め、商品・サービスの提供だけでなく、地域拠点としての店舗づくりを推進してまいります。

記

1. 協定の名称 「宮城県とセブン-イレブン・ジャパン、イトーヨーカ堂及び
ヨークベニマルとの高齢者等の支援に関する協定」

2. 協定締結日 2016年4月22日（金）

3. 協定の趣旨

通常の店舗営業時やお届けサービスの中で、高齢者等の異変を察知した時に、市町村と連携して対応することや、高齢者雇用の促進、認知症サポーター養成への協力等の活動に関して、宮城県とセブン-イレブン、イトーヨーカ堂、ヨークベニマルが積極的に協力し、安全・安心な街づくりを推進する。

4. それぞれの役割

■宮城県の役割

- ・宮城県内の市町村および関係機関に対して、本協定の趣旨の周知を図るとともに市町村における取り組みが円滑に行われるよう、助言等必要な支援を行う。

■セブン-イレブン、イトーヨーカ堂、ヨークベニマルの役割

- ・店舗営業時やお届けサービスの中で、高齢者等の見守り活動を実施し、異変を察知した際は各市町村および各関係機関と連携し対応する。
- ・高齢者等を中心としたお買い物にお困りの方に買い物支援を行う。
- ・高齢者雇用の促進
- ・認知症サポーター養成への協力 等

以上

ご参考①

宮城県と株式会社セブン - イレブン・ジャパン，株式会社イトーヨーカ堂及び株式会社ヨークベニマルとの高齢者等の支援に関する協定

宮城県（以下「甲」という。）と株式会社セブン - イレブン・ジャパン（以下「乙」という。），株式会社イトーヨーカ堂（以下「丙」という。），株式会社ヨークベニマル（以下「丁」という。）とは，宮城県内の各市町村の地域における高齢者等の支援について，次のとおり協定を締結する。

なお，甲は乙が直営店方式またはフランチャイズ方式によるコンビニエンスストア「セブン - イレブン」（以下「セブン - イレブン店」という。）を展開しており，フランチャイズ方式による展開においては，乙と別途独立した経営主体（以下「オーナー」という。）がセブン - イレブン店を運営しており，本協定についての乙の推奨を応諾したオーナーが，本協定記載の内容等を実行することを十分に理解する。

（目的）

第1条 本協定は，宮城県と株式会社セブン - イレブン・ジャパン，株式会社イトーヨーカ堂及び株式会社ヨークベニマルとの地域活性化包括連携協定に基づき，甲，乙，丙，及び丁が相互に連携し，高齢者等の支援活動について協働することにより，高齢者等の孤立化防止や雇用促進，地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

（甲の責務）

第2条 甲は，各市町村及び関係機関等に対し，本協定の趣旨を周知するとともに，高齢者等の支援活動の円滑な実施について，乙（セブン - イレブン店を含む），丙及び丁と各市町村との協力関係を作るため，必要な支援を行うものとする。

（乙，丙，丁の責務）

第3条 乙，丙及び丁は，県内の乙，丙及び丁の事業所に対して，本協定の趣旨を周知するとともに，別記の取組について各市町村と協議し，合意に至った場合は，誠実にこれを実行するものとする。なお，乙は，県内のオーナーが経営するセブン - イレブン店に対しても本協定の趣旨を周知させ，当該取組を実行することを推奨するものとする。

（免責）

第4条 乙（セブン - イレブン店を含む），丙及び丁は，別記の連絡を行うことができなかった場合であっても，また，別記の連絡を行ったことにより紛争が生じた場合であっても，それらの責任を負わないものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙、丙及び丁のいずれかからも終了の意思表示が無いときは、本協定は同一条件により更新されるものとし、以後も同様とする。

(協定の見直し)

第6条 甲、乙、丙及び丁のいずれかが、協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

(疑義等の決定)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙丙丁協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙丁それぞれ記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成28年4月22日

甲：宮城県知事

村井 嘉浩

乙：東京都千代田区二番町8番地8

株式会社セブン-イレブン・ジャパン

代表取締役 井阪 隆一

丙：東京都千代田区二番町8番地8

株式会社イトーヨーカ堂

代表取締役 亀井 淳

丁：福島県郡山市朝日二丁目18番2号

株式会社ヨークベニマル

代表取締役 真船 幸夫

ご参考②

■各社の『高齢者等の支援に関する協定』（個別協定）締結状況（本日時点）

<セブン-イレブン・ジャパン> 244自治体（1都1府16県226市町村）と締結
※宮城県は266自治体目

<イトーヨーカ堂> 1自治体（福島県）と締結
※宮城県は2自治体目

<ヨークベニマル> 2自治体（福島県、利府町）と締結
※宮城県は3自治体目

■各社の店舗数（2016年3月末現在）

<セブン-イレブン・ジャパン> 【宮城県内】381店舗、【全国】18,613店舗

<イトーヨーカ堂> 【宮城県内】2店舗、【全国】185店舗

<ヨークベニマル> 【宮城県内】53店舗、【全国】206店舗

以上